

令和 6 年 度
産業保安等技術基準策定調査研究等事業
(ガス事業法及び液石法特定製品安全性等調査確認事業)
調査報告書

令和 7 年 2 月

一般財団法人 日本ガス機器検査協会

1. はじめに

消費者保護施策の一環として、製品事故の未然・再発防止を図るため、現在市販されているガス用品及び液化石油ガス器具等（燃焼機器）を買い上げ、消費者保護関連法令に定める事項の遵守状況等の調査及び試験を行い、商品の安全性等を確認するとともに、製造・輸入事業者に対する指導監督の参考に資する資料を得ることを目的といたします。

ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）及び同法関係法規並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）及び同法関係法規、通達に定める技術上の基準等の遵守状況、表示内容の妥当性等についての確認及び問題点の解明を行うことにより、商品の安全性等を確認しています。

2. 試買テストの調査項目

（1）ガス用品

①ガス事業法第 145 条に基づく技術基準への適合状況の確認

試買したガス用品が技術基準に適合しているかを確認しています。

②ガス事業法第 147 条に基づく表示の確認

試買したガス用品に P S T G マーク¹が表示されているかを確認しています。

（2）液化石油ガス器具等

①液石法第 46 条に基づく技術基準への適合状況の確認

試買した液化石油ガス器具等が技術基準に適合しているかを確認しています。

②液石法第 48 条に基づく表示の確認

試買した液化石油ガス器具等に P S L P G マーク²が表示されているかを確認しています。

¹ P S T G マーク：特定ガス用品 、特定ガス用品以外のガス用品 

² P S L P G マーク：特定液化石油ガス器具等 、特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等 

3. 試買テストの結果

(1) 試買テストの対象

ガス用品（8品目）及び液化石油ガス器具等（16品目）（*対象品目選定時（令和6年7月時点）として指定されている規制品目（合計24品目）を対象としています。）

令和6年度は、ガス用品1品目（1機種）、液化石油ガス器具等2品目（12機種）の合計13機種に対して試買テストを行いました。

○令和6年度試買テストの内訳

①ガス用品

No.	品目名	機種数
1	半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま	1機種

②液化石油ガス器具等

No.	品目名	機種数
1	カートリッジガスこんろ（分離型）(※1)	8機種
2	屋外式ストーブ(※2)	4機種

(※1) カートリッジガスこんろのうち、液化石油ガスを充填した容器と燃焼器とを硬質管以外の管によって接合する構造のもの。

(※2) 屋外式ストーブのうち適用除外ガス用容器を使用する構造のもの。

(2) 試買テスト結果の概要

13機種中、カートリッジガスこんろ（分離型）8機種、及び屋外式ストーブ4機種について、不適合が確認されました。

①液化石油ガス器具等

No.	品目名	機種数	うち技術基準への不適合	うち表示の不適合
1	カートリッジガスこんろ（分離型）	8機種	8機種	8機種
2	屋外式ストーブ	4機種	4機種	4機種

技術基準不適合内容の詳細については別添のとおりです。

4. まとめ

本事業ではガス用品から、半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま、液化石油ガス器具等から、カートリッジガスこんろ(分離型)、屋外式ストーブの計3品目13機種を実店舗及びインターネット店舗で販売されている製品を買い上げ、技術基準への適合性試験を実施しました。

適合性試験の結果、カートリッジガスこんろ(分離型)8機種、屋外式ストーブ4機種の合計12機種で不適合が存在しました。

今年度の調査結果と令和5年度及び令和4年度の調査結果を比較すると、令和5年度、令和4年度ともに届出事業者の機種ではないものはすべて不適合となっており、今年度も届出事業者の機種ではないものはすべて不適合となりました。今後も届出事業者の機種ではないものを調査対象として積極的に取り入れていく必要があるのではないかと考えます。

以 上

<ガス事業法及び液石法の令和6年度試買テストにおける「技術基準」に関する不適合内容について>

(1) カートリッジガスこんろ

液化石油ガス器具等	技術基準不適合箇所の内容		適合すべき技術基準(要旨)
カートリッジガスこんろ①	1.	10回中10回点火しませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について(20211109保局第2号) 【項目番号4 電気点火性能】 乾電池又は圧電素子を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返したときに8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。
	2.	燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が基準の0.14パーセントを超えました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について(20211109保局第2号) 【項目番号19 燃焼状態】 通常の使用状態において、理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度(体積パーセント。以下「燃焼ガス中の一酸化炭素濃度」という。)が0.14パーセント以下であること。
	3.	燃焼器本体に技術的内容で要求する事項の全て、もしくは一部が表示されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について(20211109保局第2号) 【項目番号32 表示事項】 燃焼器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号並びに使用すべき容器の名称が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、組込型こんろであつて日本産業規格適合容器を使用するものにあつては、使用すべき容器の名称は除く。
カートリッジガスこんろ②	1.	硬質管以外の管が液化石油ガスに侵されました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について(20211109保局第2号) 【項目番号11 適用除外ガス用容器と接合する硬質管以外の管の試験】 硬質管以外の管(管の両端に附属する継手金具を含む。以下カートリッジガスこんろの項において同じ。)であつて適用除外ガス用容器と接合するものにあつては、液化石油ガスに侵されないものであること。
	2.	器具栓全閉時に1.3メガパスカルの圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について(20211109保局第2号) 【項目番号16 耐圧性】 適用除外ガス用容器に係るこんろの容器と器具ガバナー又は減圧機構との間の液化石油ガスの通る部分及び器具ガバナー又は減圧機構の高圧側は、1.3メガパスカル以上の圧力において、液化石油ガス漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。
	3.	燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が基準の0.14パーセントを超えました。またすすの発生がありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について(20211109保局第2号) 【項目番号19 燃焼状態】 通常の使用状態において、理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度(体積パーセント。以下「燃焼ガス中の一酸化炭素濃度」という。)が0.14パーセント以下であること。 すすの発生がないこと。
	4.	器具栓の反復使用試験後の気密試験で器具栓全閉時に0.9メガパスカルの圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について(20211109保局第2号) 【項目番号27 反復使用】 器具栓は12,000回の反復使用をした後、次に掲げる基準に適合すること。 (1) 器具栓については、液化石油ガス漏れがないこと及び使用上支障のある欠陥がないこと。

	5.	燃焼器本体に技術的内容で要求する事項の全て、もしくは一部が表示されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号32 表示事項】 燃焼器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号並びに使用すべき容器の名称が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、組込型こんろであって日本産業規格適合容器を使用するものにあつては、使用すべき容器の名称は除く。
カートリッジガスこんろ③	1.	器具栓全閉時に0.9メガパスカルの圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号22 ガス通路の気密性】 液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる圧力において気密性を有すること。 （2）分離型こんろの場合 イ 適用除外ガス用容器に係るものの場合 容器と硬質管以外の管との接合部から器具ガバナーの高圧側又は器具栓までの部分については0.9メガパスカル、器具ガバナーの低圧側又は器具栓から炎口までの部分については常用の圧力
	2.	器具栓の反復使用試験後の気密試験で器具栓全閉時に0.9メガパスカルの圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号27 反復使用】 器具栓は12,000回の反復使用をした後、次に掲げる基準に適合すること。 （1）器具栓については、液化石油ガス漏れないこと及び使用上支障のある欠陥がないこと。
	3.	燃焼器本体に技術的内容で要求する事項の全て、もしくは一部が表示されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号32 表示事項】 燃焼器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号並びに使用すべき容器の名称が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、組込型こんろであって日本産業規格適合容器を使用するものにあつては、使用すべき容器の名称は除く。
カートリッジガスこんろ④	1.	シール材が液化石油ガスに侵されました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号3 シール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムの耐ガス性】 液化石油ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁並びに器具ガバナーのダイヤフラム及び弁ゴムは、液化石油ガスに侵されないものであること。
	2.	燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が基準の0.14パーセントを超えました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号19 燃焼状態】 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。 理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下「燃焼ガス中の一酸化炭素濃度」という。）が0.14パーセント以下であること。
	3.	器具の床面に面した木壁の表面の温度が、試験室の温度に65度を加えた温度を超えました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号20 各部の温度上昇】 通常の使用状態において、器具の床面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。

	4.	器具栓全閉時に0.9メガパスカルの圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号22 ガス通路の気密性】 液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる圧力において気密性を有すること。 （2）分離型こんろの場合 イ 適用除外ガス用容器に係るものの場合 容器と硬質管以外の管との接合部から器具ガバナーの高圧側又は器具栓までの部分については0.9メガパスカル、器具ガバナーの低圧側又は器具栓から炎口までの部分については常用の圧力
	5.	器具栓の反復使用試験後の気密試験で器具栓全閉時に0.9メガパスカルの圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号27 反復使用】 器具栓は12,000回の反復使用をした後、次に掲げる基準に適合すること。 （1）器具栓については、液化石油ガス漏れがないこと及び使用上支障のある欠陥がないこと。
	6.	落下試験及び振動試験後の気密試験で器具栓全閉時に0.9メガパスカルの圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号28 落下試験及び振動試験】 使用中又は輸送中に加えられる衝撃及び振動を加えた後、技術的内容の欄の19、22及び23に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。
	7.	燃焼器本体に技術的内容で要求する事項の全て、もしくは一部が表示されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号32 表示事項】 燃焼器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号並びに使用すべき容器の名称が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、組込型こんろであって日本産業規格適合容器を使用するものにあつては、使用すべき容器の名称は除く。
カートリッジガスこんろ⑤	1.	燃焼器本体に技術的内容で要求する事項の全て、もしくは一部が表示されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号32 表示事項】 燃焼器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号並びに使用すべき容器の名称が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、組込型こんろであって日本産業規格適合容器を使用するものにあつては、使用すべき容器の名称は除く。
カートリッジガスこんろ⑥	1.	燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が基準の0.14パーセントを超えました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号19 燃焼状態】 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。 理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下「燃焼ガス中の一酸化炭素濃度」という。）が0.14パーセント以下であること。
	2.	燃焼器本体に技術的内容で要求する事項の全て、もしくは一部が表示されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号32 表示事項】 燃焼器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号並びに使用すべき容器の名称が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、組込型こんろであって日本産業規格適合容器を使用するものにあつては、使用すべき容器の名称は除く。

カートリッジガスこんろ⑦	1.	器具栓の反復使用試験後の気密試験で器具栓全閉時に0.9メガパスカルの圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109 保局第2号） 【項目番号27 反復使用】 器具栓は12,000回の反復使用をした後、次に掲げる基準に適合すること。 （1）器具栓については、液化石油ガス漏れないこと及び使用上支障のある欠陥がないこと。
	2.	燃焼器本体に技術的内容で要求する事項の全て、もしくは一部が表示されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109 保局第2号） 【項目番号32 表示事項】 燃焼器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号並びに使用すべき容器の名称が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、組込型こんろであって日本産業規格適合容器を使用するものにあつては、使用すべき容器の名称は除く。
カートリッジガスこんろ⑧	1.	すすの発生がありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109 保局第2号） 【項目番号19 燃焼状態】 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。 すすの発生がないこと。
	2.	器具栓の反復使用試験後の気密試験で器具栓全閉時に0.9メガパスカルの圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109 保局第2号） 【項目番号27 反復使用】 器具栓は12,000回の反復使用をした後、次に掲げる基準に適合すること。 （1）器具栓については、液化石油ガス漏れないこと及び使用上支障のある欠陥がないこと。
	3.	落下試験及び振動試験後の燃焼状態試験で、すすの発生がありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109 保局第2号） 【項目番号28 落下試験及び振動試験】 使用中又は輸送中に加えられる衝撃及び振動を加えた後、技術的内容の欄の19、22及び23に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。
	4.	燃焼器本体に技術的内容で要求する事項の全て、もしくは一部が表示されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109 保局第2号） 【項目番号32 表示事項】 燃焼器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号並びに使用すべき容器の名称が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、組込型こんろであって日本産業規格適合容器を使用するものにあつては、使用すべき容器の名称は除く。

＜ガス事業法及び液石法の令和6年度試買テストにおける「技術基準」に関する不適合内容について＞

（２）カートリッジガスストーブ

液化石油ガス器具等	技術基準不適合箇所の内容		適合すべき技術基準(要旨)
カートリッジガスストーブ①	1.	日本語で記載されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（２０２１１１０９保局第２号） 【項目番号３５の３ 取扱説明書】 取扱説明書に可燃物を近くに置かない旨の記載があること。
	2.	10回中10回点火しませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（２０２１１１０９保局第２号） 【項目番号 37（２） 電気点火性能】 乾電池又は圧電素子を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を１０回繰り返したとき８回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。
	3.	・容器を容器バルブの軸方向に移動させても接合できませんでした。 ・高圧部の中の圧力が0.6メガパスカルを超えても液化石油ガスの供給が停止されませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（２０２１１１０９保局第２号） 【項目番号37（４） 組込型の容器と燃焼器との接合部の構造】 液化石油ガスを充填した容器が組み込まれる構造の屋外式カートリッジガスストーブ（以下「組込型屋外式カートリッジガスストーブ」という。）にあつては、次に掲げる基準に適合する構造であること。 イ 燃焼器と容器とは、容器を容器バルブの軸方向に移動しなければ接合できないこと。 ニ 高圧部の中の圧力が0.4メガパスカル以上0.6メガパスカル以下の圧力になったときに液化石油ガスの供給が停止されること及び液化石油ガスの供給が停止された後に高圧部の中の圧力が変化したときに自動的に液化石油ガスの供給がなされないこと。ただし、容器の温度が上がることをしない構造のものにあつては、この限りでない。
	4～6.	機器本体に技術的内容で要求する事項の全て、もしくは一部が表示されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（２０２１１１０９ 保局第２号） 【項目番号37（２２）～（２４） 表示事項】 （２２）機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「屋内やテント内、車内で使用すると死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系の２０ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。 （２３）機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「雨の中では使用しない。」及び「風などにより炎のあふれや消火などが発生した場合は直ちに使用を中止する。」旨の注意事項並びに誤使用しないことに関する事項が表示されていること。 （２４）機器本体の見やすい箇所に型式、屋外式である旨、液化石油ガス消費量（単位 キロワット）、使用すべき容器の名称、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。
カートリッジガスストーブ②	1.	爆発的に点火しました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（２０２１１１０９ 保局第２号） 【項目番号6 点火動作が自動的に行われるもの及びパイロットレスのものの点火の確認、安全に点火する構造の確認】 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われなものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が５度から３５度の間の状態をいう。以下開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。
	2.	爆発的に着火しました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（２０２１１１０９ 保局第２号） 【項目番号8 着火性能】 通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる基準に適合すること。 （１）確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

3.	日本語で記載されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号35の3 取扱説明書】 取扱説明書に可燃物を近くに置かない旨の記載があること。
4.	10回中10回点火しませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号37（2）電気点火性能】 乾電池又は圧電素子を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返したとき8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。
5.	・容器を容器バルブの軸方向に移動させても接合できませんでした。 ・高圧部の中の圧力が0.6メガパスカルを超えても液化石油ガスの供給が停止されませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号37（4）組込型の容器と燃焼器との接合部の構造】 液化石油ガスを充填した容器が組み込まれる構造の屋外式カートリッジガストーブ（以下「組込型屋外式カートリッジガストーブ」という。）にあつては、次に掲げる基準に適合する構造であること。 イ 燃焼器と容器とは、容器を容器バルブの軸方向に移動しなければ接合できないこと。 ロ 高圧部の中の圧力が0.4メガパスカル以上0.6メガパスカル以下の圧力になったときに液化石油ガスの供給が停止されること及び液化石油ガスの供給が停止された後に高圧部の中の圧力が変化したときに自動的に液化石油ガスの供給がなされないこと。ただし、容器の温度が上がることをしない構造のものにあつては、この限りでない。
6.	給気部及び排気部に風速2.5メートル毎秒以下の風を受けたとき、炎のあふれがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号37（14）有風試験】 通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速2.5メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。
7.	器具栓全閉時に0.9メガパスカルの圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号37（15）ガス通路の気密性】 液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる圧力において気密性を有すること。 イ 組込型屋外式カートリッジガストーブ及び直結型屋外式カートリッジガストーブの場合 容器と燃焼器との接合部から器具ガバナーの高圧側又は器具栓までの部分については0.9メガパスカル、器具ガバナーの低圧側又は器具栓から炎口までの部分については常用の圧力
8.	10回中3回しか点火しませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号37（18）反復使用試験】 点火装置は、6000回反復使用した後、次に掲げる基準に適合すること。 ロ 点火装置については、乾電池又は圧電素子を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返したとき8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。
9.	器具栓全閉時に0.9メガパスカルの圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号37（20）落下試験及び振動試験】 使用中又は輸送中に加えられる衝撃及び振動を加えた後、技術的内容の欄の18（燃焼状態試験）、37（15）（ガス通路の気密性）及び37（16）（容器と燃焼器との接合部の気密性）に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。
10.	容器の位置が適正でない場合にも燃焼器と容器が接合できました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号37（21）組込型の燃焼器と容器の適正な接続】 組込型屋外式カートリッジガストーブの燃焼器と容器とは、容器の位置が適正でない場合には接合ができないこと。

	1 1 ～ 1 3.	機器本体に技術的内容で要求する事項の全て、もしくは一部が表示されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について (20211109 保局第2号) 【項目番号37(22)～(24) 表示事項】 (22) 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「屋内やテント内、車内で使用すると死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。 (23) 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「雨の中では使用しない。」及び「風などにより炎のあふれや消火などが発生した場合は直ちに使用を中止する。」旨の注意事項並びに誤使用しないことに関する事項が表示されていること。 (24) 機器本体の見やすい箇所に型式、屋外式である旨、液化石油ガス消費量(単位 キロワット)、使用すべき容器の名称、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。
カートリッジガストープ③	1.	爆発的に着火しました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について (20211109 保局第2号) 【項目番号8 着火性能】 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる基準に適合すること。 (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
	2.	日本語で記載されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について (20211109 保局第2号) 【項目番号35の3 取扱説明書】 取扱説明書に可燃物を近くに置かない旨の記載があること。
	3.	10回中10回点火しませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について (20211109 保局第2号) 【項目番号37(2) 電気点火性能】 乾電池又は圧電素子を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返したとき8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。
	4～6.	機器本体に技術的内容で要求する事項の全て、もしくは一部が表示されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について (20211109 保局第2号) 【項目番号37(22)～(24) 表示事項】 (22) 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「屋内やテント内、車内で使用すると死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。 (23) 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「雨の中では使用しない。」及び「風などにより炎のあふれや消火などが発生した場合は直ちに使用を中止する。」旨の注意事項並びに誤使用しないことに関する事項が表示されていること。 (24) 機器本体の見やすい箇所に型式、屋外式である旨、液化石油ガス消費量(単位 キロワット)、使用すべき容器の名称、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。
カートリッジガストープ④	1.	シール材が液化石油ガスに侵されました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について (20211109 保局第2号) 【項目番号4 シール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムの耐ガス性】 液化石油ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、液化石油ガスに侵されないものであること。
	2.	日本語で記載されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について (20211109 保局第2号) 【項目番号35の3 取扱説明書】 取扱説明書に可燃物を近くに置かない旨の記載があること。

3.	ノズルホルダーが500度で溶融しました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号37（1） 耐熱性】 ノズルホルダーからバーナーまでの液化石油ガスの通る部分にあっては、温度500度、液化石油ガスの取入部からノズルホルダーの入口までの液化石油ガスの通る部分（パッキン類、シール材、器具ガバナーのダイヤフラムその他の気密保持部材及び液化石油ガスを充填した容器と燃焼器とを硬質管以外の管によって接合する構造の屋外式カートリッジガスストーブ（以下「分離型屋外式カートリッジガスストーブ」という。）に使用される当該硬質管以外の管を除く。技術的内容の欄の2において同じ。）及び器具栓にあっては温度350度において溶融しないこと。
4.	器具栓に使用される弁の表面の温度が試験室の温度に50度を加えた温度を超えたため、機能部品の耐熱試験を行った結果、器具栓全閉時に0.9メガパスカルの圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号37（12） 温度上昇】 ロ 器具栓、液化石油ガスの通る部分に使用される弁の表面、点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度。ただし、次の基準に適合する場合は、これらの温度を超えることを妨げない。 （イ）器具栓及び液化石油ガスの通る部分に使用される弁については、日本産業規格S2147（2017）カセットこんろの7.18機能部品の耐熱試験の7.18.1器具栓及びガスの通る部分に使用される弁の表面に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ（15）に定める基準に適合すること。
5.	器具栓全閉時に0.9メガパスカルの圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号37（15） ガス通路の気密性】 液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる圧力において気密性を有すること。 イ 組込型屋外式カートリッジガスストーブ及び直結型屋外式カートリッジガスストーブの場合 容器と燃焼器との接合部から器具ガバナーの高圧側又は器具栓までの部分については0.9メガパスカル、器具ガバナーの低圧側又は器具栓から炎口までの部分については常用の圧力
6.	器具栓全閉時に0.9メガパスカルの圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れがありました。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号37（18） 反復使用試験】 器具栓は、6000回反復使用した後、次に掲げる圧力において気密性を有すること。 ロ 器具栓については、容器と燃焼器との接合部から器具ガバナーの高圧側又は器具栓までの部分については0.9メガパスカル、器具ガバナーの低圧側又は器具栓から炎口までの部分については常用の圧力において
7～9.	機器本体に技術的内容で要求する事項の全て、もしくは一部が表示されていませんでした。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（20211109保局第2号） 【項目番号37（22）～（24） 表示事項】 （22）機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「屋内やテント内、車内で使用すると死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。 （23）機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「雨の中では使用しない。」及び「風などにより炎のあふれや消火などが発生した場合は直ちに使用を中止する。」旨の注意事項並びに誤使用しないことに関する事項が表示されていること。 （24）機器本体の見やすい箇所に型式、屋外式である旨、液化石油ガス消費量（単位 キロワット）、使用すべき容器の名称、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

＜ガス事業法及び液石法の令和6年度試買テストにおける「技術基準」に関する不適合内容について＞

（３）半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま

ガス用品	技術基準不適合箇所の内容		適合すべき技術基準(要旨)
半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま ①	1.	特にありませんでした。	